

平成23年2月7日

全国市長会介護保険対策特別委員会委員長
稲城市長 石川良一

「介護総量規制の緩和」に対する反対意見

今般より、この社会保障審議会介護給付費分科会において、平成24年度からの制度改革にあわせた介護報酬の見直しの議論が始まり、国民からは、介護サービスの質、量などを総合的に勘案して、適正な介護報酬水準となることが期待されているところである。

また、政府は規制改革委員会において、経済論理を優先した成長戦略の観点から、多くの弊害すら想定される「介護総量規制の緩和」を進めるための議論を進めている、と聞いている。仮に、一方的に「介護総量規制の緩和」を決めてしまうようなことがあれば、今後の介護報酬に関する議論にも少なからず影響を与えるのではないかと懸念するものである。

政府の規制・制度改革委員会ライフイノベーションワーキンググループでは、「利用者の自由な選択に資する観点から、一定以上のサービスの質及び事業者間の適正な競争環境が保たれることを前提に、長期的には介護総量規制を撤廃すべきであり、当面、有料老人ホームなど特定施設における規制は撤廃し、現在の需給不均衡を是正すべきである。」との考え方を示し、規制緩和を進めようとしている。今後、これを「事業仕分け」と同様の考えを導入した「規制仕分け」なるものによって、社会保障の観点からではなく、なかば強引に決定してしまうのではないかと危惧するものである。

私は、保険者の立場から、「介護総量規制は、これまで過剰な整備による給付費の増高を抑制してきているほか、地域的偏在を防止する効果があり、保険者機能を発揮する上で重要な権限である」と明確に主張してきた。

そもそも介護給付費は、公費（税）と保険料で賄っており、有料老人ホームなど特定施設においても、地域の高齢者介護ニーズを踏まえて、自治体の介護保険事業計画に基づき、計画的に整備されるべきである。

なお、施設整備が進みにくいとの指摘があるが、これは例えば都市では地価が高いといった、別な要因によるものが大きいものである。

介護施設サービスにおいては、地域の介護ニーズに関わらず、偏った整備が進むことは好ましいものではない。まして、政府の政策として、地域づくりの観点を無視した量の確保を目指すことは、自治体（保険者）として決して容認できるものではない。

この際、あらためて、介護総量規制の緩和については、強く反対を表明する。